

# 雲雀丘学園中学高等学校いじめ防止基本方針

雲雀丘学園中学高等学校

## 1. 学校の方針

本校は、学園の創立の精神である「孝道を人間の根本義と考え 社会のために尽くす精神を最も尊重し よりよい社会 国家を生み出すべく心を素直にもち すべてに感謝の念を捧げ 健康な体力とたくましい実践力をもつ強い人間を創ることを念願としています」に立脚し、本校の校是「高志 自律 努力」を具現化し、「人間教育の充実」と「学力の向上」を両立させた学校をめざし、社会に貢献できる人間を育成することを目標に教育活動を展開している。

そのために、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2. いじめ問題についての基本認識

### ■ いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

- ◇ 「いじめられた生徒の立場にたって」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- ◇ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ◇ けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して総合的に見極めを行う。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### ■ いじめは人間として絶対に許されない

○「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。

○生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組むこと。

○いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

○いじめの特徴 ーいじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものー

### 3 いじめ防止等などの指導體制・組織的対応等

#### (1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

①名 称 いじめ対策委員会

②構成員 校長、教頭、生徒指導部長および各部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。その他必要に応じて他の構成員を加える。

③役 割

ア. 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

イ. いじめの未然防止

ウ. 教職員の資質向上のための校内研修

エ. 年間計画の企画と実施

オ. 年間計画の進捗のチェック

カ. 各取り組みの有効性の検証

キ. アンケート結果、報告等情報の整理・分析

ク. いじめが疑われる案件の事実確認・判断

ケ. 要配慮生徒への支援方針

別紙1 校内指導體制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、「いじめ防止対応マニュアル」を作成し、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

#### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、本校策定の「いじめ防止対応マニュアル」に沿って、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。それとともに、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

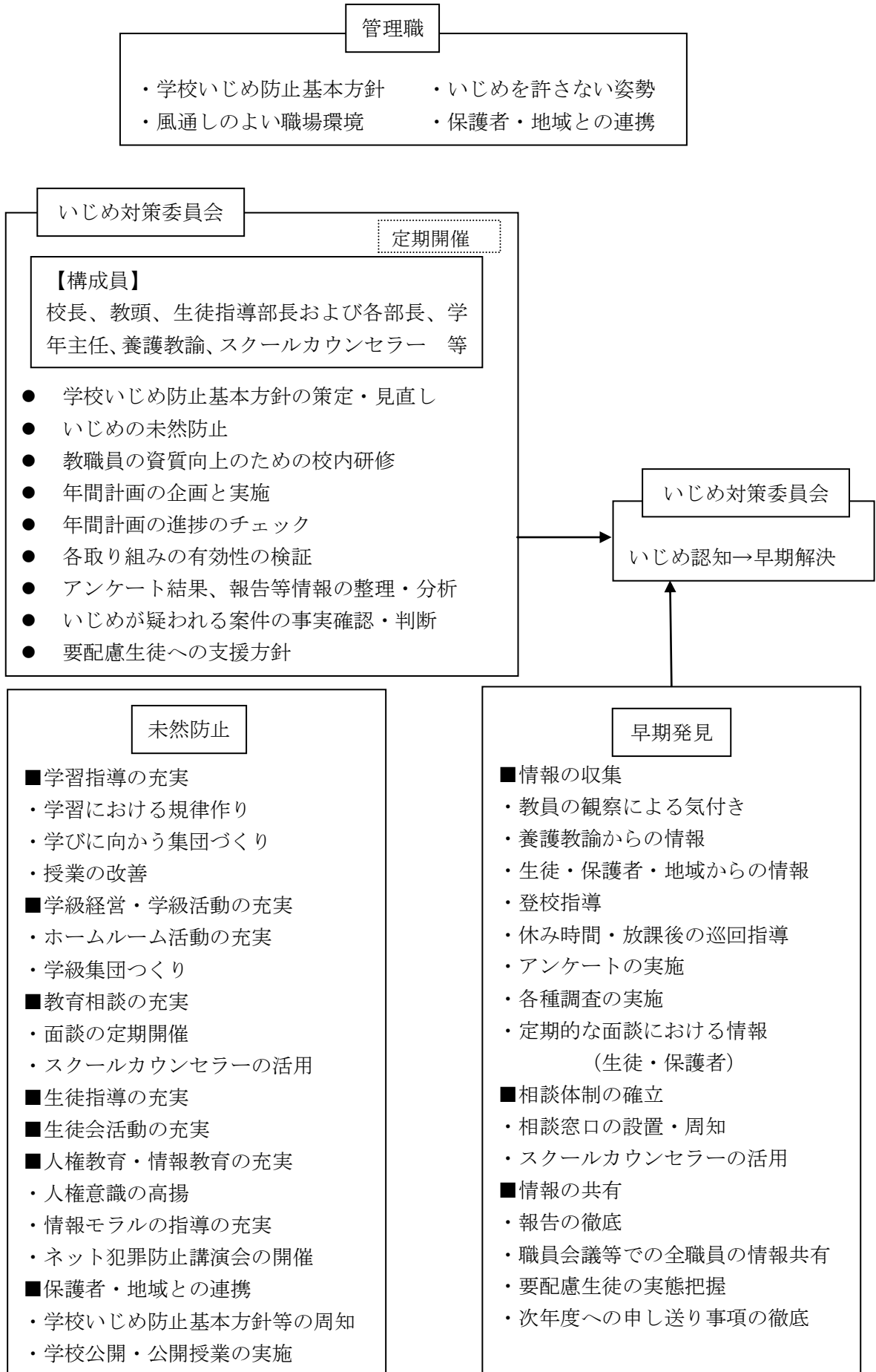
また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

重大事態に対しては、いじめ防止対策推進法第二十八条および第三十一条に沿って対処する。

## 5 その他の事項

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



**いじめが起こりやすい・起こっている集団**

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする ※
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする ※

**いじめられている生徒**

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く
- 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- 掲示物などに個人を中傷する落書きが書かれる
- 掲示物などに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 手や足にすり傷やあざがある

**いじめている生徒**

- 多くのストレスを抱えている
- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する
- 教師が近づくと、集団が分散する

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策委員会 指導方針・計画作成	入学前学校との情報交換	スタサポ 生活調査
		学級づくり ネット犯罪防止講演	個別面談
5月	保護者向け啓発	QUテスト(中)	QUテスト(中) いじめアンケート
6月			授業公開
7月	事案発生時	授業担当者会議	いじめアンケート 授業改善アンケート 三者面談
8月		スタサポ	
9月	いじめ対策委員会	授業担当者会議	個別面談 いじめアンケート
10月		生徒会による活動 QUテスト(中)	QUテスト(中) 生活調査
11月	職員会議	授業担当者会議	授業公開 いじめアンケート
12月		カウンセリング研修	授業改善アンケート 三者面談
1月			個別面談 いじめアンケート
2月		授業担当者会議	
3月	いじめ対策委員会 本年度のまとめ	人権学習	いじめアンケート

**職員会議等**

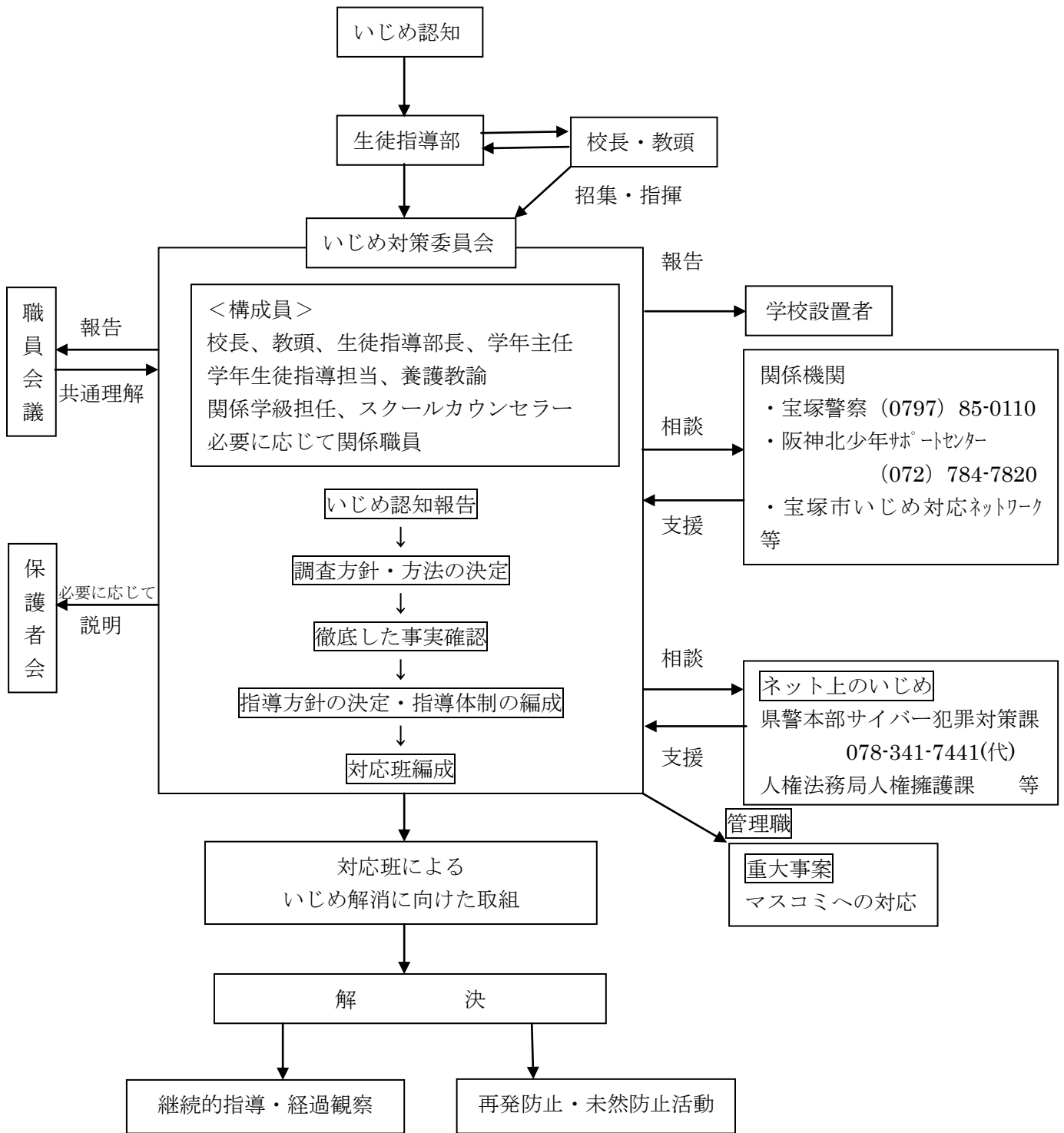
- ・1ヶ月に一度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。

**未然防止に向けた取り組み**

- ・入学前学校との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- ・放課後の校外巡回指導を実施する。
- ・生徒会によるいじめ撲滅の活動を行う。

**早期発見に向けた取り組み**

- ・いじめアンケートは年6回実施。
- ・授業アンケート、生活調査を実施。
- ・中学校では年2回QUテストを実施し、学年の検証会を行う。
- ・それをもとに外部講師専門家を招いて研修会を行う。



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。